

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、令和3年10月27日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に基づく費用徴収決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年9月3日付けで行った法第78条に基づく費用徴収決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成15年5月19日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年9月3日付けで、請求人に対し、請求人の就労収入について、法第78条に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和3年10月27日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁が行った本件処分は違方、不当である。

収入は国勢調査の手当で、自治会長にたのまれて断れなかった

自治会長に生活保護を受けているとは言えない。

故意に収入申告しなかったのではない。

アルバイトの収入ではないので、収入申告しないでもいいと思っていた

生活保護もへらされて、コロナ過で、失業しているのに 36,670 円も徴収されるのは
苦しい。

(2) 審理員が令和 3 年 12 月 14 日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 収入申告のところに、国勢調査の収入は書かれていない。

9 月の暑い日に、A 棟と B 棟の全世帯に国民のために配布したのに、全額徴収する
のには反論する。

令和 2 年中に、教えてくれていたら、げん額ですんだのに令和 3 年になってから、
急にはらってくれっていわれても困る。もっと早めに、言ってほしい。言うべき。

しかも、いきなり、電話で、36,670 円も、一かつで支払ってくださいと言われた。
分割でお願いしますと、言わなかったら、いっぺんに、36,670 円も納付してくださ
いと言われた。

イ それから令和 3 年 8 月 17 日に電話で、「過去の話であり報告しなかったのは事実
なので言い訳しません」と述べたと、書かれているが、言った記憶がない。

ウ それと、勤務開始時間、勤務時間に対する不満、職種の選別、他者に対する劣等感
を理由に一度も就労をしていないに、反論する。ハローワークに行っていた。国勢調
査の配布も、通し番号を合わせずに、配布したため、担当者に御迷惑をおかけしたの
で 36,670 円、全額を頂くのは、申し訳ないので、減額してほしい。

お願いする。

仕事はさがしている。派けん会社にも登録もしている。

令和 2 年 1 月 31 日登録、(株) C

(3) 審理員が令和 4 年 1 月 26 日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載があ

る。

国勢調査の費用

36,670 円全額支払うのは納得できない

(4) 請求人から提出のあった書類には、以下の記載がある。

令和 3 年 9 月 3 日付けの本件処分通知書には、「生活保護法第 78 条に基づき、下記のとおり費用徴収額を決定しましたので、通知します。」「1 費用徴収決定日 令和 3 年 9 月 3 日」、「2 費用徴収決定額 36,670 円」、「3 徴収決定理由 請求人は、生活保護開始申請時に福祉事務所から収入があった際には、その申告をしなければならないとの説明を受け同意していたにもかかわらず、令和 2 年 12 月 18 日に受領した就労収入 37,460 円について、故意に収入申告しませんでした。このことは、生活保護法第 61 条の届出義務に違反しているものであり、また、その間に支給を受けた扶助費については、同法第 78 条に規定する「不実の申請その他の不正の手段により保護を受けた」に該当するため、同条に基づき令和 3 年 1 月に支給した保護費のうち、当該就労収入より必要経費 790 円を差し引いた 36,670 円について費用徴収を決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和 3 年 11 月 30 日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 本件処分に至るまでの経緯

(ア) 平成 15 年 5 月 19 日、請求人より「収入が長女の給料だけなので生活が苦しい」として保護の申請があり、処分庁は同年 6 月 3 日付で保護開始決定を行い、同年 5 月 19 日から保護を開始した。

(イ) 令和 3 年 8 月 17 日、令和 2 年度課税調査により請求人に国勢調査に係る令和 2 年中の未申告収入が 37,460 円あったことが判明した。同日請求人に電話し確認を行ったところ、国勢調査の調査員報酬を受け取っており未申告であったことを認めた。また、市より振り込まれた報酬の記帳された通帳の写しと報酬を得るにあたって関連する経費等について客観的根拠となる書類があれば提出するよう指示した。

(ウ) 令和 3 年 8 月 19 日、請求人より「令和 2 年国勢調査に係る調査員報酬の支払い及び感謝状の送付について（お知らせ）」の提出があり受領した。

(エ) 令和 3 年 8 月 20 日、処分庁は未申告であった就労収入の取り扱いについて検討するために、ケース診断会議を実施し、法第 78 条第 1 項に基づき費用徴収することを決定した。

(オ) 令和 3 年 9 月 3 日、請求人世帯の世帯主、請求人に対し本件処分通知書を送付した。

イ 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、処分庁が令和 3 年 9 月 3 日付で行った法第 78 条第 1 項に基づく費用徴収決定の取り消しを求めるものである。

費用徴収決定は、令和 2 年 12 月 18 日に請求人が受け取っていたにもかかわらず、申告しなかった就労収入について令和 3 年 1 月 1 日から同年同月 31 日までに処分庁が支給した保護費を限度として法第 78 条第 1 項に基づき決定したものである。

請求人の訴えでは、法第 78 条による費用徴収決定は違法、不当であるとのことであるが、徴収金の決定にあたっては、請求人から状況の聞き取りを行ったうえ、処分庁としてケース診断会議を行うなど十分な検討を行っている。

不正受給額の決定にあたっては、交通費のほか電話料、写真代等経費を全て控除している。また、令和 3 年 8 月 17 日、処分庁は請求人に対し、就労収入の申告があれば基礎控除があり全額徴収とならなかったことを説明している。

処分庁は請求人より「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認書）」（以下「本件確認書」という。）を平成 26 年 10 月 8 日に受領しており請求人は収入の申告の義務があることについては知り得ていた。平成 27 年 5 月 1 日、請求人が求職活動の報告のために来所した際、また、同年同月 21 日に処分庁が家庭訪問を行った際には、「生活保護のしおり」を手渡し、読んでおくよう指示しており収入申告の必要性について心得ていることは明らかである。これに加えて平成 25 年 12 月、平成 26 年 12 月、平成 28 年 10 月、平成 29 年 10 月、平成 30 年 10 月、令和元年 10 月、令和 2 年 10 月の計 7 回、収入申告書発送と併せて「生活保護の適正な受給のために」

（以下「本件冊子」という。）という注意喚起のためのダイジェスト冊子を送付しており、そこには「生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。これらを正しく届け出なかったり、虚偽の報告、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを不正受給といいます。」「収入があったときは、少額であっても福祉事務所に届け出る。働きによる収入（例）●給料・賞与などの収入」と記載しており、金額

にかかわらず、収入の種類を問わず申告の義務があることを請求人は承知して、然るべきである。

「アルバイトの収入ではないので、収入申告しないでもいいと思っていた」と請求人は前記1 請求人の主張(1)に記しているが、生活保護のしおりには「毎月の生活保護費を除くすべての収入が申告の対象となります」と記載、また、本件冊子の記載にも、いかなる収入も申告の義務があることが記されており、請求人が届け出義務を理解したうえで故意に申告をしなかったことは明らかである。更に、令和3年8月17日、電話で請求人は「過去の話であり報告しなかったのは事実なので言い訳しません」と述べており、故意に事実を隠蔽したと判断する。

請求人が令和3年1月13日に処分庁に提出した「求職活動状況・収入申告書」には収入の状況欄に「無」と記載、「収入申告書」の「働いて得た収入がない者」欄には、「その他 仕事がみつからない」との記入があり、収入があったことについて請求人は全く触れていない。また、請求人は平成15年5月19日より現在に至るまで生活保護を受給し、平成24年6月以降その稼働能力に問題がないため求職活動を指導しているが、勤務開始時間、勤務時間に対する不満、職種の選別、他者に対する劣等感を理由に一度も就労をしていない。よって請求人が就労を開始していることを申告なしには処分庁は予見することができるはずもない。

「自治会長にたのまれて断れなかった」「自治会長に生活保護を受けているとは言えない」との審査請求の理由であるが、国勢調査の調査員を引き受けることと、収入申告を行うことは、それぞれ別々の事柄であり、そのことを理由として収入申告ができなかったというのは全くの詭弁と言わざるを得ない。

よって、本件処分は何ら違法、不当なものではなく、弁明の趣旨の通り本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 審理員が令和4年1月14日に受理した処分庁の再弁明書には、以下の記載がある。

ア 請求人は「収入申告のところに、国勢調査の収入は書かれていない」と反論しているが、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「18年課長通知」という。)I-3-(1)の通り、「収入申告書には収入の種類、金額又は求職活動の状況等を正確に記載させる」ものであり、国勢調査に限らず、職種に特化し、収入申告を行うものではない。その内容は、「1. 働いて得た収入」欄に「働いている者の名前」「仕事内容」、「指定した月の収入」を申告するための文書である。

処分庁としては、「生活保護のしおり」や本件冊子を配布し、収入の種類、形態、職種を問わず収入申告を行う義務があることを周知している。「生活保護のしおり」には、「毎月の生活保護費を除くすべての収入が申告の対象となります」と明記して

おり、「生活保護の適正な受給のために」では、「生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。」とし、収入の内容について例示列挙している。すべての種類の収入を限定列挙することは現実的ではなく、例示している内容から国勢調査にかかる収入が申告対象となることは容易に想像できる。請求人は、「収入申告のところに、国勢調査の収入は書かれていない」と反論しているが、収入申告書にすべての種類の収入が明示されていなかったことも理解したうえで、敢えて記入しなかったものであると判断する。なお、請求人から当該収入申告書の書き方についての問い合わせもなかった。よって請求人の申し立てはまったく受け入れられるものではない。

イ 請求人は「令和2年中に、教えてくれていたら、げん額ですんだのに令和3年になってから、急に払ってくれっていわれても困る。もっと早めに、言ってほしい。言うべき」と反論しているが、請求人から処分庁に当該就労について何ら報告または相談がなかったために、令和3年度の課税調査まで、請求人が就労していること、及び報酬を受け取っていたことを知る由もなかった。届出義務については前述の「生活保護の適正な受給のために」で、請求人に対して毎年周知しているものであり、自らの課されている届出義務を果たさず、すべて処分庁にその責任を転嫁すること自体、荒唐無稽である。

ウ 請求人は前記1請求人の主張(2)の中で「しかも、いきなり、電話で、36,670円も一かつで支払ってくださいと言われた」と述べている。処分庁は、18年課長通知IV-5-(1)に基づき、徴収額が決定された時点において、通知書を送付している。その調定方法については、返納すべき金額を一括して調定することが原則であるが、必要に応じ、分割して返納額を調定している。

処分庁としては分割納付について、令和3年9月8日に電話にて説明を行い、分割納付に必要な書類を請求人に送付している。また、令和3年10月5日の家庭訪問の際、法第78条徴収金の分割納付に必要な「生活保護法に基づく返還金・徴収金等に係る延滞金免除申請書」「債務承認及び分納誓約書」「収支申立書」「調査同意書」を請求人より徴取している。

エ 令和2年度中に「求職活動状況・収入申告書」が請求人より提出されたのは、令和2年4月分、同年5月分、同年6月分、同年10月分、同年11月分、令和3年3月分の計6回である。令和2年10月分を除き「活動日」は月に1日または0日、「求職先・方法」については、求職者向け雑誌、人材派遣会社を利用しており、「活動方法」はいずれも「電話で問い合わせ」と記入している。請求人はハローワークに行ってい

た、と前記1請求人の主張(2)で述べているが、そのような事実の申告は一度もない。また、令和3年10月5日の家庭訪問の際、請求人は、「仕事探しについては、webなど求人を見ている。ハローワークへはコロナ感染が怖いので行っていない」と報告している。反論書内で請求人が述べていることと処分庁に対する報告には何ら整合性がない。

オ 法第78条による費用徴収決定金額と請求人の仕事ぶりについては本件とは全く関係がない。

カ 請求人より提出のあった令和2年1月分の「求職活動状況・収入申告書」内「求職先・方法」欄には「求職者向け雑誌」、「会社名」には「(株)C大阪(営)」、「活動方法」は「電話で問い合わせ」、「結果」は「返事待ち」と記入している。処分庁は、請求人が(株)Cに電話で問い合わせ、応募したことは承知しているが、採用となったこと、登録が完了したことについては、請求人より処分庁に対して何の報告もないため、知らない。請求人はこのことについても、届出義務があることを知りながら届出をしていない。

よって、本件処分は何ら違法、不当なものではなく、弁明の趣旨のとおり本件審査請求について棄却を求めるものである。

(3) 処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が平成26年10月8日に受理した「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」と題する書面には、「■ 生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があること。■ 世帯主だけではなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所に申告する義務があること。高校生などの未成年が就労(アルバイトを含む)で得た収入についても申告する義務があること。■ 不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。■ そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。以上のことにつきまして、理解しました。平成26年10月4日 請求人の住所 請求人の氏名」との記載がある。

イ 「生活保護の適正な受給のために～生活保護を受けておられるみなさまへ～」と題する書面には、令和2年10月との記載があり、「重要なお知らせ 生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所に速

やかに正しく届け出なければなりません。これらを正しく届け出なかったり、虚偽の報告、その他不正な手段を使って、保護費を受け取することを不正受給といいます。」

「不正受給にならないために 収入があったときは、少額であっても福祉事務所に届け出る。1 働きによる収入(例) ●給料・賞与などの収入 ●未成年者のアルバイト収入 2 働きによらない収入(例) ●年金や公的手当などの収入 ●生命保険の入院給付金や解約返戻金など ●世帯の者以外からの仕送りや援助 ●交通事故の相手方からの損害賠償金など ●インターネットオークション等への出品による収入 など」との記載がある。

ウ 処分庁が令和3年1月13日に受理した請求人世帯の令和2年10月から同年12月分までの収入申告書には、働いて得た収入がない者の欄に、請求人の氏名の記載がある。

なお、平成25年4月から令和3年1月までの間に請求人世帯から提出のあった収入申告書には以下の記載がある。

記載された日付	申告対象月	働いて得た収入
平成25年4月4日	平成25年1～3月	無
平成25年7月5日	平成25年4～6月	無
平成28年4月1日	平成28年1～3月	無
平成28年7月2日	平成28年4～6月	無
平成28年10月1日	平成28年7～9月	無
平成29年1月4日	平成28年10～12月	無
平成29年4月1日	平成29年1～3月	無
平成29年7月3日	平成29年4～6月	無
平成29年10月3日	平成29年7～9月	無
平成30年1月5日	平成29年10～12月	無
平成30年4月1日	平成30年1～3月	無
平成30年7月2日	平成30年4～6月	無
平成30年10月2日	平成30年7～9月	無
平成31年1月8日	平成30年10～12月	無
平成31年4月1日	平成31年1～3月	無
令和元年7月4日	平成31年4～令和元年6月	無
令和元年10月3日	令和元年7～9月	無
令和2年1月11日	令和元年10～12月	無
令和3年1月11日	令和2年10～12月	無

また、令和2年1月から令和3年3月までの間に請求人から提出のあった求職活動状況・収入申告書には以下の記載がある。

記載された日付	申告対象月	収入の状況
令和2年1月31日	令和2年1月	無
令和2年4月30日	令和2年4月	無
令和2年5月30日	令和2年5月	無
令和2年6月30日	令和2年6月	無
令和2年10月13日	令和2年10月	無
令和2年11月30日	令和2年11月	無
令和3年3月31日	令和3年3月	無

エ 令和3年8月17日付けのケース記録票には、「世帯主宅固定電話に連絡。請求人が電話に出たので、令和2年度に国税調査で働いたか確認をした。請求人は働いたと回答した。何故福祉事務所へ報告が無かったのか確認するも、過去の話であり報告をしなかったのは事実なので言い訳はしませんでしたと回答した。府営住宅の役員をした際に、会長から国勢調査員をやってほしいと頼まれ断れなかったとのこと。国税調査の仕事自体は、何とかこなせたとのこと。市役所を通じて働いたため、報告しなくても福祉事務所は分かっていたと思ったと発言があったので、それは収入があったことの報告をしなくて良い理由にはならないこと指摘した。収入があった場合はどんな種類であっても必ず報告するように指示した。不正受給に当たるので全額徴収の扱いになること伝えた。国勢調査員の報酬が入ったことがわかる通帳の写しを送付すること。必要経費等があれば控除はすることを伝えた。就労収入があったことを申告していれば、基礎控除があり全額収入認定されなかったことを説明し、今後求職活動をしてもらわなければならないいけないこともあるので、必ず申告をするように指示をした。請求人より今回の国勢調査の分も基礎控除をしてほしいと訴えがあった。今回は請求人が収入の申告をしていなかったことから、法第78条徴収金扱いとなるため、基礎控除は認められないことを説明した。」との記載がある。

オ 令和3年8月17日付けのケース記録票には、「令和3年度 課税調査の結果 未申告収入あり 令和2年度に国勢調査の調査員報酬を受け取っており、未申告であった。法第61条確認書の提出を平成26年10月4日に受けており、申告の義務があることは理解していた。不実の申告と判断し、法第78条徴収金として取り扱うこととする。」との記載がある。

カ 処分庁が令和3年8月19日に請求人から受理した請求人あての令和2年12月11日付けの国勢調査の調査員報酬の支払いに係る書面には、「1. 調査員報酬 振込日 令和2年12月18日(金) 支給額 37,460円(内訳) 調査員手当※36,670円 交通費 380円 電話料 200円 写真代 210円」との記載がある。

キ 開催予定年月日を令和3年8月20日とするケース診断会議記録票には、問題点として、「請求人、令和2年に国勢調査に係る調査員として就労し、令和2年12月18日に37,460円の収入を受領していたにもかかわらず、申告がなかったことが令和3年度の課税状況調査によって判明した。この未申告収入について、どのように取り扱うべきか検討したい。」、診断の結果として、「法第78条による費用徴収を認める。指導指示書を発行する。請求人の未申告額は37,460円。必要経費は790円。告訴基準項目に該当するものはないため、告訴は行わない。請求人は、生活保護開始申請時に当事務所から収入があった際には収入申告をしなければならないとの説明を受けたうえで同意していたにもかかわらず、令和2年12月18日に受領した就労収入37,460円について、故意に収入申告しませんでした。このことは生活保護法第61条の届出義務に違反しているものであり、また、その間に支給を受けた最低生活費については、同法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」に該当するため、同法同条に基づき令和3年1月に支給した保護費のうち、当該就労収入より必要経費790円を差し引いた36,670円について費用徴収いたします。」との記載がある。

ク 前記1請求人の主張（4）と同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (3) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用

の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の (1) のアは、就労に伴う収入のうち、勤労(被用)収入について、「(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4) によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と定めている。

- (5) 18 年課長通知Ⅳの 4 は、法第 78 条の適用の判断について、(1) において、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれる。」、(2) のウにおいて、「法第 78 条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき(エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき ○したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条ではなく法第 78 条を適用すべきである。」と記している。

- (6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「24 年課長通知」という。) 3 は、法第 78 条の条項を適用する際の基準の一つとして、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」と記している。また、3 (1) は、届出又は申告の徹底について、「(前略) 法第 78 条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護者世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分にされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録票等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。(後略)」と記している。

(7) 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の23の答は、法第78条を適用する場合の控除について、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 処分庁は、課税調査によって請求人の未申告収入が判明したことから、請求人が故意に収入申告しなかったものとして、法第78条を適用する本件処分を行ったことが認められる。

(イ) 請求人は、故意に収入申告しなかったのではなく、アルバイト収入ではないので収入申告しないでいいと思っていた等と主張する。

以下検討すると、請求人は、平成26年10月4日付けで、本件確認書に署名し、提出していることが認められる。

また、処分庁が収入申告書の用紙とともに送付したとする令和2年10月の本件冊子には、「収入があったときは、少額であっても福祉事務所に届け出る。」との記載が認められる。

さらには、請求人の世帯からは平成25年12月以降、ほぼ継続して収入申告書が提出されており、請求人の世帯の令和3年1月(令和2年10月から12月分の収入)の収入申告においては、働いて得た収入が0円である旨が報告されていることが認められる。

そして、請求人は、処分庁の担当者の聴取に対し、「市役所を通じて働いたため、報告しなくても処分庁は分かっていたと思った」と回答していることが認められ

る。

これらのことからすると、請求人は、自身が国勢調査の調査員として働いたことを認識し、当該調査員としての報酬を受領したことを認識していたものと認められる。

また、平成 26 年 10 月に本件確認書に署名してから 5 年以上が経過しているものの、その後もほぼ継続して収入申告を行っていることからすると、収入申告の義務について、請求人の理解が不十分であって、請求人が働いて得た収入について収入申告する必要があると誤認したと認めることは困難である。

したがって、18 年課長通知Ⅳ 4 (1)、(2) ウのとおり、請求人は、積極的に虚偽の申告をしたものとまでいえないとしても、消極的に事実を故意に隠蔽したものと云わざるを得ず、請求人が故意に就労収入を申告しなかったものとした処分庁の判断には一定の合理性があり、請求人の主張は採用できない。

(ウ) 処分庁は、請求人が受領した国勢調査の調査員報酬を就労収入として認定したうえで、収入額から必要経費を差し引いた額について費用徴収を決定したことが認められ、法第 78 条第 1 項、次官通知第 8 の 3 (1) ア、18 年課長通知Ⅳ 4 (1) 及び (2) ウ、問答集問 13 の 23 答 (3) に照らし、これらの手続に違法又は不当な点はない。

(エ) 以上から、本件処分に至る判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

(オ) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 本件審査請求は、認容すべきである。

イ 認定した事実

(ア) 平成 15 年 5 月 19 日付けで、処分庁は、請求人の世帯に対して保護を開始した。

なお、処分庁は、保護開始時の調査により、請求人名義の銀行口座があることを確認した。

(イ) 平成 26 年 10 月 8 日に処分庁が受理した本件確認書には、「生活保護法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があること。世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても

福祉事務所長に申告する義務があること。(中略) 不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。以上のことにつきまして、理解しました。」と記載されており、平成26年10月4日の日付並びに請求人の住所及び氏名が記入されている。

(ウ) 処分庁が作成し、請求人の世帯に配付している本件冊子には、「重要なお知らせ
生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。これらを正しく届け出なかったり、虚偽の報告、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ること
を不正受給といいます。(中略) 不正受給にならないために 収入があったときは、少額であっても福祉事務所に届け出る。1 働きによる収入(例) 給料・賞与などの収入 未成年者のアルバイト収入(後略)」と記載されている。

(エ) 令和2年12月18日、請求人は、国勢調査に係る調査員として就労した報酬として37,460円(以下「本件収入」という。)を請求人が指定した銀行口座への振込みにより受領した。

(オ) 令和3年1月13日、世帯主は、処分庁に収入申告書(以下「本件申告書」という。)を提出した。

本件申告書には、令和2年10月から12月までの期間において、働いて得た収入がない者の欄に請求人を含む世帯員4名全員の名前が記載されており、請求人に収入のない理由については、「仕事が見つからない」と記載されている。

事件記録からは、世帯主は、平成25年4月から令和3年1月までの間に、本件申告書を含め世帯員に係る収入申告書を19回提出したこと、また、請求人は、令和2年2月から同3年4月までの間に、請求人に係る求職活動状況・収入申告書(以下「請求人申告書」という。)を7回提出したことが確認でき、世帯主が提出した申告書には、請求人を含む世帯員の収入がない旨、請求人申告書には請求人の収入がない旨が記載されている。

なお、処分庁は、処分庁回答1において、本件処分の当時、一般的な運用として、資産申告書の提出の際に通帳の写しの添付を求めておらず、世帯主及び請求人に対して通帳の写しの添付を求めなかった旨を回答している。

(カ) 令和3年8月17日、処分庁は、保護の受給者全員に定期的に行う課税調査によ

り、請求人に本件収入があったことを把握し、処分庁の担当者は、請求人に架電して本件収入について確認した。

同日の処分庁の担当者と請求人のやりとりについて、ケース記録票には、「何故福祉事務所へ報告が無かったのか確認するも、過去の話であり報告をしなかったのは事実なので言い訳はしませんが」と回答した。(中略) 市役所を通じて働いたため、報告しなくても福祉事務所〔処分庁〕は分かっていたと思ったと発言があったので、それは収入があったことの報告をしなくて良い理由にはならないこと指摘した。収入があった場合はどんな種類であっても必ず報告するように指示した。不正受給に当たるので全額徴収の扱いになること伝えた。(後略)」と記載されている。

また、同日、処分庁の担当者は、請求人に本件収入が記帳された通帳の写し及び本件収入を得るに当たって関連する経費等について客観的根拠となる書類を提出するよう求めた。

なお、処分庁は、処分庁回答2において、本件収入が振り込まれた請求人の銀行口座を確認していない旨を回答している。

- (キ) 令和3年8月19日、請求人は処分庁に「令和2年国勢調査に係る調査員報酬の支払い及び感謝状の送付について(お知らせ)」(以下「報酬のお知らせ」という。)と題する書面を提出した。

報酬のお知らせには、発出者として市国勢調査実施本部事務局長と、本件収入の内訳として調査員手当36,670円、交通費380円、電話料200円、写真代210円と記載されている。

- (ク) 令和3年8月20日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件処分を行うことを決定した。

同日のケース診断会議の記録には、診断の結果として、「(前略)〔請求人〕の未申告額は37,460円。必要経費は790円。告訴基準項目に該当するものはないため、告訴は行わない。(中略)〔請求人〕は、生活保護開始申請時に当事務所から収入があった際には収入申告をしなければならないとの説明を受けたうえで同意していたにもかかわらず(中略)〔本件収入〕について、故意に収入申告しませんでした。このことは生活保護法第61条の届出義務に違反しているものであり、また、その間に支給を受けた最低生活費については、同法第78条に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」に該当するため、同法同条に基づき令和3年1月に支給した保護費のうち(中略)〔本件収入〕より必要経費790円を差し引いた36,670円について費用徴収いたします。」と記載されている。

- (ケ) 令和3年9月3日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

(コ) 令和3年10月27日付けで、請求人は、本件審査請求を行った。

ウ 理由の要旨

(ア) 法第78条に基づく費用徴収は、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けた者に対するいわば損害追徴としての性格を有するものと解されている。「不実の申請その他不正な手段」には、前記1(5)の18年課長通知Ⅳ4(1)において「消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」と示されている。また、前記1(6)の24年課長通知3において、法第78条を適用する際の基準の一つとして「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

ただし、留意しなければならないのは、法第61条の届出義務違反があったことのみでは直ちに法第78条の要件に該当するといえないという点である(平成27年3月11日平成25年(行ウ)第47号横浜地方裁判所判決(以下「横浜地裁判決」という。)参照)。そして、保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書の内容が虚偽であることが判明したときのように、行為そのものが持つ不正な性質が明確とはいえないものについては、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて、当該行為が法第78条第1項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為といえるかどうかを客観的に判断すべきである(平成30年2月9日平成28年(行ウ)第30号神戸地方裁判所判決(以下「神戸地裁判決」という。)参照)。

また、前記1(6)の24年課長通知3において、「法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否」であることが示されている。

つまり、法第78条に基づく費用徴収決定が、被保護者である相手方の資力を考慮せずに金銭納付義務を課す不利益処分であり、国税徴収の例による強制徴収の対象となること(同条第4項により準用する法第77条の2第2項)に鑑みると、処分庁は、本件で法第78条を適用するに当たり、請求人について、不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証しなければならないと解される。

以上の諸規定等に照らし、処分庁の主張の当否について、以下、検討する。

(イ) 処分庁は、請求人から本件確認書が提出されていることや、保護開始時の家庭訪問の際等に請求人に「保護のしおり」を手渡し読んでおくように指示をしており、請求人が収入申告の必要性について心得ていることは明らかである旨、また、請求

人の世帯には本件冊子を含めて、収入申告書の発送に合わせて同様の冊子を合計7回送付していることから、請求人は、収入の種類を問わず申告の義務があることを承知して然るべきである旨を主張している。

確かに、前記イ（イ）のとおり、請求人は、平成26年10月8日に法第61条に基づく収入の申告義務があること及び不正をしようとする意思がなくても申告漏れが度重なる場合は、不実の申告と判断される場合があることを理解したとして、本件確認書を提出していることが認められる。

また、前記イ（オ）のとおり、世帯主又は請求人は、平成25年4月から令和3年4月までの間、継続して収入申告書を提出していることから、本件冊子及び同内容の冊子が請求人の世帯に合計7回送付されていることは容易に推認される。

そうすると、本件収入の当時、請求人は、一般的な収入の申告義務を理解していたとみるのが相当である。

しかしながら、①前記イ（エ）、（カ）、（キ）のとおり、本件収入は、国勢調査に係る調査員として就労した報酬として市から入金されたものであり、市役所を通じて働いたため、報告しなくても処分庁は分かっていたと思ったとの請求人の発言、②前記イ（キ）のとおり、本件収入の申告義務がある旨の説示を受けた2日後、処分庁の担当者の指示に従って報酬のお知らせを提出しているといった請求人の行動、③前記イ（ア）、（オ）のとおり、処分庁は、本件処分の当時、一般的な運用として、資産申告書の提出の際に通帳の写しの添付を求めておらず、世帯主及び請求人に対しても、通帳の写しの添付を求めていなかったことから、処分庁は保護開始時点で把握していた銀行口座以外に請求人が銀行口座を有しているのか把握していなかったこと、④前記イ（カ）のとおり、処分庁は、本件収入が入金された請求人の銀行口座を確認しなかったことから、請求人が本件収入が振り込まれた銀行口座の存在自体を申告していなかったのかどうか不明である等の事実を併せ考えると、本件処分に至る手続において、処分庁に調査不足があったことは否めず、課税調査の結果、収入申告書が虚偽であることが判明したとまではいえず、請求人に本件収入を消極的にも隠蔽する意図を認めるのは困難である。

（ウ）次に、処分庁は、令和3年8月17日、請求人が電話により、「過去の話であり報告をしなかったのは事実なので言い訳しません」と述べたことを挙げて、請求人が故意に事実を隠蔽したと判断した旨を主張する。

確かに、前記イ（カ）のとおり、同日のケース記録票には、「何故福祉事務所へ報告が無かったのか確認するも、過去の話であり報告をしなかったのは事実なので言い訳はしませんと回答した。」と記載されている。これに対して、請求人は、言った記憶がない旨を主張する。

仮に、請求人から上記発言があったとしても、本件申告書及び請求人申告書に請

求人者の収入がないと申告されていることをもって、請求人が本件収入の事実を隠蔽しようとする故意があったと直ちに判断することはできない。

(エ) さらに、前記イ(ク)によれば、処分庁は、ケース診断会議において、請求人が、生活保護開始申請時に処分庁から収入があった際には収入申告をしなければならないとの説明を受けた上で同意していたことのみにより、本件収入を申告しなかったことを請求人の故意によるものと判断し、法第61条の届出義務に違反していることをもって法第78条第1項に該当すると結論付けており、かかる処分庁の判断は、前記(ア)の横浜地裁判決及び神戸地裁判決の判示に照らして、慎重さを欠くものであったと言わざるを得ない。

(オ) 加えて、前記イ(イ)のとおり、本件確認書には「不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。」と記載されているが、本件の事件記録からは、本件収入以外に申告されていなかった収入があったことは確認できないから、「不正をしようとする意思がなくても不実の申告と判断すべき場合」に該当しないことは、明らかである。

(カ) 以上、処分庁の主張についての検討及び本件の事実関係に基づき総合的に判断すると、処分庁は、請求人について、申告の義務があることを理解しながら、故意に本件収入を申告しないことによって不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証していないと言わざるを得ないから、本件収入に関して請求人が「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたとまではいえない。

したがって、本件処分は法第78条の要件を欠き違法であるから、その取消しを求める本件審査請求は、認容すべきである。

(3) 大阪府行政不服審査会第3部会が処分庁に行った質問及び回答として、次の趣旨の記載がある。

ア 質問1 処分庁の一般的な運用として、受給者に資産申告書の提出を求める際、通帳の写しの添付を求めているか。

令和2年12月18日に請求人が調査員報酬を受けた後、請求人又は世帯主から資産申告書の提出があったか。資産申告書のみ提出され、通帳の写しの提出がなかった場合、通帳の写しの提出を求めたか。

回答1 処分庁では、一般的な運用として、受給者に資産申告書の提出を求める際、

通帳の写しの添付を求めている。

請求人又は世帯主に対し、特段、通帳の写しを求めた事実はない。

イ 質問 2 調査員報酬が振り込まれた請求人名義の銀行口座について、未申告収入があったことが判明したとする令和 3 年度課税調査の前から把握していたか。

請求人は、過去稼働していたこともあり、銀行口座を保有していることは容易に推測できるが、請求人名義の銀行口座の有無を調査（確認）したか。

回答 2 調査員報酬が振り込まれた請求人名義の銀行口座を確認していない。

請求人名義の銀行口座の有無については保護開始時に調査をしている。

3 本件処分について

(1) 法第 78 条に基づく費用徴収は、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けた者に対するいわば損害追徴としての性格を有するものと解されている。「不実の申請その他不正な手段」には、前記 1 (5) の 18 年課長通知Ⅳ 4 (1) において「消極的に事実を故意に隠蔽すること含まれる」と示されている。また、前記 1 (6) の 24 年課長通知 3 において、法第 78 条を適用する際の基準の一つとして「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

(2) 処分庁は、請求人から本件確認書が提出されていることや、保護開始時の家庭訪問の際等に請求人に「保護のしおり」を手渡し読んでおくように指示をしており、請求人が収入申告の必要性について心得ていることは明らかである旨、また、請求人の世帯には本件冊子を含めて、収入申告書の発送に合わせて同様の冊子を合計 7 回送付していることから、請求人は、収入の種類を問わず申告の義務があることを承知して然るべきである旨を主張している。

確かに、前記審理関係人の主張の要旨 2 (3) アのとおり、請求人は、平成 26 年 10 月 8 日に法第 61 条に基づく収入の申告義務があること及び不正をしようとする意思がなくても申告漏れが度重なる場合は、不実の申告と判断される場合があることを理解したとして、本件確認書を提出していることが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨 2 (3) ウのとおり、世帯主又は請求人は、平成 25 年 4 月から令和 3 年 4 月までの間、継続して収入申告書を提出していることから、本件冊子及び同内容の冊子が請求人の世帯に合計 7 回送付されていることは容易に推認される。

そうすると、本件収入の当時、請求人は、一般的な収入の申告義務を理解していたと

みるのが相当である。

しかしながら、①前記審理関係人の主張の要旨2(3)エのとおり、本件収入は、国勢調査に係る調査員として就労した報酬として市役所から入金されたものであり、市役所を通じて働いたため、報告しなくても福祉事務所は分かっていたと思ったとの請求人の発言、②前記審理関係人の主張の要旨2(3)カのとおり、本件収入の申告義務がある旨の説示を受けた2日後、福祉事務所の担当者の指示に従って報酬のお知らせを提出しているといった請求人の発言及び行動からすると、福祉事務所の指示に対して、協力的に従っている事実があり、請求人に本件収入を消極的にも隠蔽する意図があったと認めるのは困難である。

- (3) 次に、処分庁は、令和3年8月17日、請求人が電話により、「過去の話であり報告をしなかったのは事実なので言い訳しません」と述べたことを挙げて、請求人が故意に事実を隠蔽したと判断した旨を主張する。

確かに、前記審理関係人の主張の要旨2(3)エのとおり、同日のケース記録票には、「何故福祉事務所へ報告が無かったのか確認するも、過去の話であり報告をしなかったのは事実なので言い訳はしないと回答した。」と記載されている。これに対して、請求人は、言った記憶がない旨を主張する。

しかしながら、仮に、請求人から上記発言があったとしても、当該発言内容が、請求人が本件収入を隠蔽した意図を明らかに示すものとはいえず、本件申告書及び請求人申告書に請求人の収入がないと申告されていることをもって、請求人が本件収入の事実を隠蔽しようとする故意があったと直ちに判断することはできない。

- (4) さらに、前記審理関係人の主張の要旨2(3)キによれば、処分庁は、ケース診断会議において、請求人が、生活保護開始申請時に処分庁から収入があった際には収入申告をしなければならないとの説明を受けた上で同意していたことのみにより、本件収入を申告しなかったことを請求人の故意によるものと判断し、法第61条の届出義務に違反していることをもって法第78条第1項に該当すると結論付けているものの、当該同意は、平成26年になされており、5年以上前のことであることを踏まえると、かかる処分庁の判断は、慎重さを欠くものであったと言わざるを得ない。

- (5) 以上からすると、処分庁は、請求人について、申告の義務があることを理解していながら、故意に本件収入を申告しないことによって不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証していないと言わざるを得ないから、本件収入に関して請求人が「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたとまではいえない。したがって、本件処分は法第78条の要件を欠き違法であるから、取消しを免れない。

(6) 主文が審理員意見書と異なる理由

審理員意見書では、請求人は、自身が国勢調査の調査員として働いたことを認識し、当該調査員としての報酬を受領したことを認識していたものと認められるから、継続して収入申告を行っていることからしても、収入申告の義務について、請求人の理解が不十分であって、請求人が働いて得た収入について収入申告する必要がないと誤認したと認めることは困難であるため、積極的に虚偽の申告をしたものとまでいえないとしても、消極的に事実を故意に隠蔽したものといわざるを得ず、請求人が故意に就労収入を申告しなかったものとした処分庁の判断には一定の合理性がある旨判断している。

しかしながら、前記(2)及び(3)のとおり、請求人の発言及び行動から、請求人が本件収入を隠蔽する意図又は隠蔽しようとする故意があったと明確に認めることは困難である。

また、前記(2)で述べたとおり、請求人が一般的な収入の申告義務を理解していたとしても、本件確認書に係る同意から5年以上経過していることを踏まえると、同意していたことのみにより請求人の故意によるものと判断し、法第78条第1項に該当するとしたことは、慎重さを欠くといえる。

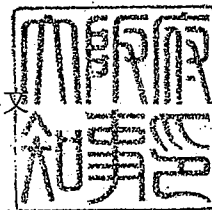
したがって、請求人が故意に就労収入を申告しなかったものとした処分庁の判断に誤りが認められるから、本件裁決の主文は審理員意見書の結論と異なる内容になったものである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月28日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

